



*学校便り作成にあたり、生徒の文章や写真を使用する場合があります。浅野川中学校個人情報取扱規程を遵守しておりますが、お気付きの点がありましたら学校までご連絡ください。

「いじめ防止教室」実施！

～金沢東警察署生活安全係の警察官の方にお話しいただきました～

20日(火)のお昼に、金沢東警察署生活安全係の警察官の方に、「いじめ防止教室」として、いじめについてお話しをしていただきました。いじめ防止教室では、次のようなお話がありました。

(自己紹介の後)警察では、いじめとして学校や保護者、ときには児童生徒本人から相談を受けることがあります。その実態は犯罪である場合が多くあります。今日はみなさんに、

- 1 いじめとはどんなことを指すのか
- 2 いじめの中で行われていることが法律上はどんな犯罪に当たるのか
- 3 そのような犯罪がみなさんの周りで起きたときはどうしたらよいか

をお伝えしたいと思っています。



1 いじめとはどんなことを指すのか

いじめについては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」という法律が作られています。そこでは、いじめが「心理的、物理的な影響を与える行為であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じていること」と定められています。行為の中には、インターネット上で行われることも含まれます。簡単に言うと、学校や部活などの仲間に対して行ったあらゆる行為が、相手にとって辛いこと、痛いことであった場合は、すべていじめになるということです。

しかし、同じことをされても、「がまんできないくらい辛い」「もう、学校に行きたくない」と感じる人もいれば、「たいしたことはない」「あそびの一環」と感じる人もいます。いじめをしていた側の子どもたちから話を聴くと、「こんなことで傷つくとは思わなかった」「嫌な思いをしていることに気がつかなかった」という人が多く、いじめを防止するためには「相手の気持ちを思いやること」がとても重要であると感じます。

2 いじめの中で行われていることが法律上はどんな犯罪に当たるのか

犯罪というのは、法律でやってはいけないと定められている行為のことです。いじめ行為の中には、この犯罪に当たる行為が行われているケースがたくさんあります。法律上やってはいけないことをすれば、当然刑罰というペナルティが科されます。大人であれば、罰金を払ったり、刑務所へ行って懲役などの罰を受けたりすることになります。少年の場合は、基本的には保護処分という立ち直りの機会が与えられますが、それはごめんなさいをして終わりではなく「今後二度と繰り返さないために、ずっと努力をする」ことが求められます。



いじめられたと感じた時は、できごとが重大か重大でないかよりも、自分がどう感じたかを一番大切にしたいです。「嫌だな」「怖いな」「この先が不安だな」というのは、危険を察知するサインです。危険なことに巻き込まれる前に、自分の気持ちを無視しないでSOSを発して欲しいと思います。

その中でも特に、このような場合はすぐに警察に通報してください。

身体的ないじめ	<input type="checkbox"/> ゲームや遊びと称して、殴ったり蹴ったりする	暴行罪等
	<input type="checkbox"/> 無理やり服を脱がせる	
	<input type="checkbox"/> 刃物で人を傷つける	銃刀法違反 傷害罪
	<input type="checkbox"/> 殴ったり、蹴ったりしてケガをさせる	
	<input type="checkbox"/> 度胸試しやゲームと称して、危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる	強要罪
	<input type="checkbox"/> そそのかして犯罪をさせる	犯罪教唆
<input type="checkbox"/> 「死ぬ」「学校に来るな」等の暴言で自殺させる	自殺教唆	

心理的な いじめ	<input type="checkbox"/> インターネットに実名や写真等を挙げて、印象が悪くなる情報を挙げる	侮辱罪 名誉毀損罪
	<input type="checkbox"/> 本人の裸や顔等が写った写真や動画をインターネット上で拡散すると脅す	脅迫罪
金銭的な いじめ	<input type="checkbox"/> 断れば危害を加えると脅してお金やものを取り上げる	恐喝罪
	<input type="checkbox"/> 持ち物を盗んだり、財布からお金を盗んだりすること	窃盗罪
	<input type="checkbox"/> 自転車をパンクさせたり、制服や教科書をカッターで切ったりすること	器物破損罪
性的な いじめ	<input type="checkbox"/> 断れば危害を加えると脅したりなどして、性器や胸、お尻などを触る	不同意わいせつ罪
	<input type="checkbox"/> 相手の裸や下着姿を相手の許可なく撮影する	性的姿態等撮影罪
	<input type="checkbox"/> 下着や裸の写真などを撮影し、送らせること	児童ポルノ提供罪等
	<input type="checkbox"/> これらの画像を多数の人に拡散し提供すること	
	<input type="checkbox"/> これらの画像を自分のスマホなどに保存すること	

3 そのような犯罪がみなさんの周りで起きたときはどうしたらよいか

これらの例に挙げた行為は、いずれも犯罪となります。例にない行為であっても、自分が「嫌だな」「不安な気持ちになる」「怖い」と感じたら、それはいじめです。悪口を言われたり、暴力を振るわれたりしても、あなたが悪いわけではありません。

いじめかな、と思われることがあったときは、「すぐ大人に相談」してください。いじめは大人が責任をもって対応する義務があります。



学校の先生、家族に話せる人はそちらに、大ごとにしたくない、たくさんの人に知られるのは怖いと言う場合は、こころの健康センターや児童相談所、警察などの公的機関の相談先を利用してください。安心して、お話して欲しいと思います。もし、友達が困っているように思えたら、見て見ぬふりをするのではなく、大人に知らせて、繋いでください。

また、学校と警察で「いしかわS&Pサポート制度」という連絡制度があります。学校と警察が連携して子どもを見守っていきましょうという制度です。生徒が逮捕されるような事件を起こしたり、犯罪を行ったりしたときは、警察から学校へ連絡します。逆に、生徒の非行や被害について学校で心配なことがあれば、学校から警察に連絡があります。このように、みなさんが非行や犯罪に手を染めて行かないように、また、被害に遭ったときには、みなさんを守るように、警察と学校で協力をしています。

金沢東警察署に電話してもいいですし、問屋町交番や大浦交番、北安江交番に行ってもいいです。

ヤングテレホンは、警察にある相談電話で、少年に関するあらゆる困りごと、悩み事をゆっくりお話しすることができます。いじめ110番は、24時間体制で少年サポートセンターと警察官が対応しています。

- ・ヤングテレホン：0120-497556
- ・サポートセンター直通電話：076-225-0777
- ・いじめ110番：0120-617867
- ・メール相談：県警HP「相談窓口」からメールフォームで受付

いずれも、みなさんの話を聴きたいと思い、設置している電話です。『石川県 警察 いじめ』で検索すると、相談電話の番号が出てきます。辛いこと、苦しいことは一人で抱えず、私たちとっしょに考えていきましょう。

金沢東ジュニアイーグル隊 発足！ ～前期生徒会役員7名に委嘱状が渡されました～

「金沢東ジュニアイーグル隊」は、平成24年に発足し、金沢東署管内の5つの中学校の生徒代表が隊員となって、非行や犯罪被害防止の啓発に取り組む自主防犯ボランティア組織です。

20日（火）に本校校長室で、前期生徒会役員7名に委嘱状が手渡されました。今後の活動として、非行防止や犯罪被害防止の標語の募集・作成や挨拶運動を予定しています。生徒のみなさんのご協力をお願いします。



【委嘱状を受け取る生徒会役員（写真左）、今後の活動の説明を受ける隊員（写真右）】